

青森県報

第千九十七号

令和八年
七月二十九日
(水曜日)

告 示

○警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）の実施……………（生活安全）…四
○警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）の実施……………（同）…五

青森県告示第四百二十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和八年五月十四日、同年六月十日及び同月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和八年七月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

公 告
○路面清掃車の交換に係る一般競争入札……………（会計管理課）…二
公安委員会

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
フイード・ワン株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・ワン FO中糰PRO	8.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
フイード・ワン株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・ワン FO真健仕上EXM α	8.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
フイード・ワン株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・ワン リキッド後期M	8.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	JK仕上	8.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	中糰DAI真健仕上-1	8.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無

みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	マル中印 大すう育成用配合飼料 ABC大す	8.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	日清丸紅印 肉牛用配合飼料 マインルド和牛	8.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TDN、水分	無

~~~~~

青森県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和八年八月二十八日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 図面<br>番号 | 道路<br>種類 | 路線名   | 変 更 の 区 間                                  |  |  | 変更の<br>前後別 | 敷 地 の 幅 員                  | 敷 地 の 延 長 | 備考 |
|----------|----------|-------|--------------------------------------------|--|--|------------|----------------------------|-----------|----|
| 1        | 県 道      | 浅水南部線 | 三戸郡五戸町大字浅水字下平二八の五から<br>三戸郡五戸町大字浅水字下平四三の六まで |  |  | 前          | 一〇・六六メートルから<br>一〇・一三メートルまで | 六一・七四メートル |    |
|          |          |       |                                            |  |  | 後          | 九・六六メートルから<br>一二・五七メートルまで  | 六一・七四メートル |    |

公 告

路面清掃車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年七月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とす

る。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

路面清掃車（真空式） 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和十年三月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登録業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和八年八月二十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和八年九月十日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
One (1) Road Sweeper  
(Vacuum Type)  
(exchange purchase)
- 2 Time limit for tender:  
10 September, 2026  
(Please refer to the bid manual for the start time)
- 3 Contact Point for the notice:  
Accounts Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9099

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等

に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和八年七月二十九日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和八年九月七日（月）から同月十五日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

1 令和八年九月七日（月）から同月八日（火）まで及び同月十日（木）

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 令和八年九月九日（水）、同月十一日（金）及び同月十四日（月）から同月十五日（火）まで

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

十五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## 六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和八年八月三日（月）から同月七日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時四十五分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第九十九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

令和八年七月二十九日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和八年九月十日（木）から同月十五日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

1 令和八年九月十日（木）

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 令和八年九月十一日（金）及び同月十四日（月）から同月十五日（火）まで

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和八年八月四日（火）から同月七日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す

ること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時四十五分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

|                                         |                  |
|-----------------------------------------|------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>青森県号        |                  |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二間屋町三丁目一番七<br>東奥印刷株式会社 |                  |
| 毎週月・水・金曜日発行                             | 定価小口一枚二付二十四円九十五銭 |